

那 霸 市 公 報

号外第649号
毎月2回 1,15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

条 例

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (情報政策課)	730
那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 (都市施設管理センター(下水道管理室))	735
那覇市公民館条例の一部を改正する条例(社会教育・スポーツ課)	740
那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	741
那覇市営住宅条例の一部を改正する条例 (都市施設管理センター(市営住宅室))	744
那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正す る条例(税制課)	745
那覇市基幹在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例 (チャージンじゅう課)	746

規 則

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (情報政策課)	748
那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規則の整理に関する規則 (都市施設管理センター(下水道管理室))	752
那覇市小口資金融資に関する規則の一部を改正する規則(商工振興課)	755

訓 令

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整理に関する訓令 (都市施設管理センター(下水道管理室))	757
---	-----

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (都市施設管理センター(下水道管理室)・共同訓令)……………	759
那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (都市施設管理センター(下水道管理室)・共同訓令)……………	760
那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (都市施設管理センター(下水道管理室)・共同訓令)……………	761

消 防 本 部 訓 令

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)……………	760
那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	761

水 道 局 規 程

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)……………	760
那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	761

病 院 管 理 規 程

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	759
那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	760
那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	761

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	759
那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)……………	760

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令
(共同訓令)..... 761

正 誤

那覇市公報第 1386 号の正誤..... 762
那覇市公報第 1397 号の正誤..... 762

条 例

那覇市条例第38号

平成16年12月27日

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、執行機関の規則その他の規程（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項の規則及び同法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。）及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程をいう。）をいう。
- (2) 市の機関 市長その他の執行機関、公営企業管理者その他市の職員であって法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使

用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、情報システムの整備その他必要な措置を講じるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等)

第9条 第3条から第6条までに規定する規則等は、市長その他の執行機関の所管に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、公営企業管理者の所管に係る手続等にあつては企業管理規程とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

2 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第32条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

那覇市条例第39号

平成16年12月27日

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(那覇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市水道事業の設置等に関する条例(1972年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「(水道事業及び下水道事業の設置)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水道事業を設置し、当該事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の給水区域等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域 本市の区域全域
- (2) 給水人口 32万人
- (3) 1日最大給水量 15万9,810立方メートル

3 下水道事業の予定処理区域は、本市の区域のうち下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域とする。

第2条第4項を削る。

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業及び下水道事業を通じて管理者1人を置く。

2 管理者の名称は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)とする。

3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。

4 管理者は、上下水道局長とする。

第4条から第7条までの規定中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(那覇市下水道条例の一部改正)

第 2 条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

本則(第 3 条第 11 号及び第 37 条第 1 項を除く。)中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 3 条第 11 号中「規則で」を「、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が」に改め、第 12 号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 6 条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第 2 号中「規則に」を「管理者が」に改める。

第 8 条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項の規定」を「、第 1 項又は第 2 項の規定」に改める。

第 9 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 11 条中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条中第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 指定工事店の事業主(法人にあつては代表者。以下同じ。)が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第 5 章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は第 53 条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- (6) 指定工事店が第 17 条の規定により指定を取り消された場合は、その日から 2 年を経過していること。

第 12 条第 1 項中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第 14 条第 1 項中「規則の定めるところ」を「管理者が定める規程」に改める。

第 15 条を次のように改める。

(指定の有効期間)

第 15 条 指定工事店としての有効期間は、指定を受けた日(以下「指定日」という。)から 5 会計年度とする。この場合において、指定日の属する年度は、1 会計年度として計算する。

第 17 条第 2 号中「規則」を「管理者が定める規程」に改める。

第19条第1項中「規則の定めるところ」を「管理者が定める規程」に改める。

第20条中「規則」を「管理者が定める規程」に改める。

第24条(見出しを含む。)中「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改める。

第33条第1項中「市は、」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 使用料の徴収、督促状の発送及び督促手数料の徴収並びに延滞金の徴収については、本市の水道料金の徴収の例による。この場合において、発送される督促状が水道料金の督促状を兼ねているときは、督促手数料を徴収しない。

第36条の見出しを「(排出汚水量の認定)」に改め、同条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

現に使用する水量のうち、散水、製氷等により公共下水道に排出しない水量が、1使用月につき50立方メートル以上であるときは、管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、次条で定めるところにより当該使用者の排出汚水量を認定するものとする。

第38条第3項中「第1項」を「、第1項」に改める。

第39条中「概算」を「、概算」に改める。

第42条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第44条第1項中「下水道敷の占有」を「、下水道敷の占用」に改め、同条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第4項中「許可」を「、許可」に改める。

第45条第1項中「占有者は」を「占用の許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、」に改め、同条第2項第2号中「指令番号」を「番号」に改める。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第48条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「下水道」を「、下水道」に改める。

第49条第2項第2号中「指令番号」を「番号」に改める。

第50条中「市は、」を削る。

第51条第1項中「この条例」を「、この条例」に改める。

(那覇市事務分掌条例の一部改正)

第 3 条 那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項第 1 号中「及び河川」を削り、同項第 2 号中「下水道」を「雨水」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に第 2 条又は付則第 9 項から第11項までの改正規定による改正前の那覇市下水道条例、那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第 1 号）、那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例第21号）又は那覇市水道給水条例（平成 9 年那覇市条例第37号）の規定によってした処分及び申請等は、改正後のこれらの条例の相当規定により行われたものとみなす。

（那覇市政功労者表彰条例の一部改正）

3 那覇市政功労者表彰条例（1961年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

（那覇市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

4 那覇市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（1967年那覇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 4 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第 9 条第 2 項中「那覇市水道局企業職員就業規程」を「那覇市上下水道局企業職員就業規程」に改める。

（那覇市特別会計条例の一部改正）

5 那覇市特別会計条例（1971年那覇市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則の表那覇市下水道事業特別会計の項を削る。

（那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

6 那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例（1972年那覇市条例第36号）の一部を

次のように改正する。

第 1 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

- 7 那覇市特別職職員の給与に関する条例（1972年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 4 号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

- 8 那覇市特別職職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 4 号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市情報公開条例の一部改正)

- 9 那覇市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市個人情報保護条例の一部改正)

- 10 那覇市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市水道給水条例の一部改正)

- 11 那覇市水道給水条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市下水道事業基金条例の廃止)

- 12 那覇市下水道事業基金条例（平成16年那覇市条例第 6 号）は、廃止する。

那覇市条例第40号

平成16年12月27日

那覇市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公民館条例の一部を改正する条例

那覇市公民館条例（昭和50年那覇市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」、「第29条第1項及び第30条第2項」及び「並びに公民館運営審議会の設置等」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第41号

平成16年12月27日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 給料（第7条－第12条）

第3章 手当（第13条－第28条）

第4章 雑則（第29条－第32条）

付則

別表第1 行政職給料表を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行 政 職 給 料 表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
号 給	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	160,200	218,200	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900
2	134,400	170,700	226,200	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000
3	138,800	177,400	234,600	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200
4	143,300	184,400	243,500	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400
5	148,500	190,200	252,500	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700
6	154,300	198,600	260,900	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700
7	160,200	205,700	269,300	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500
8	166,500	213,300	277,600	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700
9	171,100	221,100	285,700	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800
10	174,600	229,000	293,600	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400
11	177,600	236,400	301,300	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900
12	180,300	242,800	313,100	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600
13	182,800	249,200	321,100	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000
14	184,800	255,400	328,500	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900
15	186,800	260,900	335,900	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300
16	188,400	266,400	343,100	387,800	405,200	432,500	478,500	
17		271,400	348,600	392,800	409,400	436,300	482,800	
18		276,500	353,300	396,200	412,900	440,000	486,900	
19		281,000	357,300	399,700	416,600	443,900		
20		285,000	360,600	403,100	420,100	447,500		
21		288,700	363,400	406,500	423,600	451,100		
22		291,900	366,300	409,900	427,100			
23		294,200	368,800	413,300	430,600			
24		296,100	371,300	416,700	434,100			
25		298,100	373,800	420,100	437,600			
26		300,000	376,400	423,500	441,100			
27		302,000	379,000	426,900				
28		303,900	381,600					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

付 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する行政職給料表の適用を受ける職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表旧級の欄に掲げられているものの切替日における職務の級は、同欄に対応する同表新級の欄に掲げる職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、規則の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間は、規則の定めるところによる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則別表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級
5級	4級
	5級
6級	5級
	6級
7級	6級
	7級
8級	7級
9級	8級

那覇市条例第42号

平成16年12月27日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例（平成9年那覇市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に改め、同表に次のように加える。

那覇市繁多川市営住宅	那覇市繁多川3丁目4番40号
------------	----------------

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第3条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第3条関係）」に改める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、那覇市繁多川市営住宅の入居、家賃等の決定その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第43号

平成16年12月27日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成10年那覇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第44号

平成16年12月27日

那覇市基幹在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市基幹在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市基幹在宅介護支援センター条例（平成12年那覇市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「銘苅2丁目3番1号」を「泉崎1丁目1番1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第50号

平成16年12月27日

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長等に係る行政手続等を行わせ、又は行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年那覇市条例第38号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市の機関のうち、市長その他市長に属する職員をいう。
- (2) 行政手続等 市長等に対して行うこととされている申請その他の行為又は市長等が行うこととしている処分通知、縦覧、作成その他の行為をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(告示)

第3条 市長は、市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を条例第3条第1項の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて市長が告示で定めるところにより条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 申請等について規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）
- 2 市長等は、前項第 2 号に規定する書面等のうち市長が告示で定めるものに記載されている事項が入力され申請等が行われたときは、市長が告示で定める期間中に当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。
- 3 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第 1 項に規定する入力を行うときは、市長が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
- 4 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。
- 5 市長が告示で定めるところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第 1 項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、第 7 項各号のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信しなければならない。
- 6 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第 1 項の規定により当該書面等のうち 1 通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。
- 7 条例第 3 条第 4 項の氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子署名を行うこととされている申請等にあつては第 1 項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い次の各号のいずれかに該当するものと併せて送信することをいい、電子署名を行うこととされていない申請等にあつては第 4 項の規定により識別番号及び暗証番号を入力することをいう。
 - (1) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153

号) 第3条第1項に規定する電子証明書

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が告示で定める電子証明書
(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が市長が告示で定めるところにより、電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 市長等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を第1項の市長の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、市長が告示で定める電子証明書を添付することをいう。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって記録する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置とは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、市長が告示で定める電子証明

書を添付することをいう。

(その他の行政手続等)

第 8 条 他の条例及び規則に特段の定めのある場合を除くほか、市長等は、市長等に係る行政手続等（条例第 3 条から第 6 条までの規定の適用を受けるものを除く。）を条例及びこの規則の例により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、市長等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市規則第 51 号

平成 16 年 12 月 27 日

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市職員厚生会条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市職員厚生会条例施行規則(1966年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市会計規則の一部改正)

第2条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表(2)収納出納員及び収納取扱員の表中

「

道路管理室	室長
下水道管理室	室長

 を「

道路管理室	室長
-------	----

 に、
 」

「

道路建設課	課長
下水道建設課	課長

 を「

道路建設課	課長
-------	----

 に、
 」

「

	市立小中学校	校長	
水 道 局	料金課	課長	下水道使用料の収納事務及び収納した現金等を指定金融機関等に払い込むまでの保管事務
	財政課	課長	

 を
 」

「

	市立小中学校	校長	
--	--------	----	--

 に
 」

改める。

(那覇市水道局の主要職員を定める規則の一部改正)

第3条 那覇市水道局の主要職員を定める規則(昭和47年那覇市規則第65号)の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市上下水道局の主要職員を定める規則

本則中「那覇市水道事業管理者」を「那覇市上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第4条 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和48年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

(那覇市職員試験委員会規則の一部改正)

第5条 那覇市職員試験委員会規則(昭和49年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表1等級の職務にある者の項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市庁議規則の一部改正)

第7条 那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

(那覇市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第8条 那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(那覇市指定事業進行管理規則の一部改正)

第9条 那覇市指定事業進行管理規則(平成10年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

(那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)

第10条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表都市施設管理センターの項中

「 を

下水道接続指導員	日額 5,460
公園管理補助員	日額 9,500

」

「 に改める。

公園管理補助員	日額 9,500
---------	----------

」

(那覇市水道局企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第11条 那覇市水道局企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成15年那覇市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「那覇市水道局企業職員」を「那覇市上下水道局企業職員」に改める。

(那覇市下水道条例施行規則等の廃止)

第12条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 那覇市下水道条例施行規則（1969年那覇市規則第8号）
- (2) 下水道使用料徴収事務委任に関する規則（1971年那覇市規則第9号）
- (3) 那覇市排水設備指定工事店規則（平成12年那覇市規則第56号）

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第52号

平成16年12月27日

那覇市小口資金融資に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市小口資金融資に関する規則の一部を改正する規則

那覇市小口資金融資に関する規則（昭和51年那覇市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「5倍」を「10倍」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第20号

平成16年12月27日

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規程の整理に関する訓令

(那覇市職員被服貸与規程の一部改正)

第 1 条 那覇市職員被服貸与規程 (1964年那覇市訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表 5 の項中「、下水道建設課」を削る。

(那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第 2 条 那覇市事務改善委員会規程 (1969年那覇市訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「水道局総務課長」を「上下水道局総務課長」に改める。

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第 3 条 那覇市事務決裁規程 (1971年那覇市訓令第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 都市施設管理センターに関する事項の表中第 2 号から第 11 号までを削り、第 12 号を第 2 号とし、第 13 号から第 20 号までを 10 号ずつ繰り上げる。

(那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部改正)

第 4 条 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程 (1971年那覇市訓令第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、下水道建設課長」を削る。

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第 5 条 那覇市公害対策協議会規程 (1972年那覇市訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「下水道建設課長」を「下水道課長」に改める。

(那覇市電気工作物保安規程の一部改正)

第 6 条 那覇市電気工作物保安規程 (昭和 47 年那覇市訓令第 12 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(那覇市部長会議規程の一部改正)

第 7 条 那覇市部長会議規程 (昭和 59 年那覇市訓令第 5 号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

(那覇市広報広聴規程の一部改正)

第8条 那覇市広報広聴規程(昭和60年那覇市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第13条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部改正)

第9条 那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成2年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

(那覇市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第10条 那覇市総合計画策定委員会規程(平成8年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)

第11条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

第6条第2項中「下水道建設課長」を「下水道課長」に改める。

(那覇市政策推進会議規程の一部改正)

第12条 那覇市政策推進会議規程(平成15年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「水道部副部長」を「上下水道部副部長」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第21号

那覇市教育委員会教育長訓令 第13号

那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第22号

平 成 16 年 12 月 27 日

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長	翁 長 雄 志
那覇市教育委員会教育長	仲 田 美 加 子
那覇市病院事業管理者	與 儀 實 津 夫

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程（平成15年那覇市訓令第16号、教育委員会教育長訓令第4号、病院管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

第6条第3項中「水道局総務課」を「上下水道局総務課」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

那 霸 市 訓 令 第22号
那 霸 市 消 防 本 部 訓 令 第3号
那 霸 市 水 道 局 規 程 第16号
那 霸 市 病 院 管 理 規 程 第23号
那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第14号

平 成 1 6 年 1 2 月 2 7 日

那霸市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長	翁 長 雄 志
那霸市消防本部消防長	大 田 和 人
那霸市水道事業管理者	高 嶺 晃
那霸市病院事業管理者	與 儀 實 津 夫
那霸市教育委員会教育長	仲 田 美 加 子

那霸市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那霸市生涯学習推進本部規程（平成15年那霸市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中水道局の項を上下水道局の項とする。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

那 霸 市 訓 令 第23号

那 霸 市 消 防 本 部 訓 令 第4号

那 霸 市 水 道 局 規 程 第17号

那 霸 市 病 院 管 理 規 程 第24号

那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第15号

平 成 16 年 12 月 27 日

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長	翁 長 雄 志
那霸市消防本部消防長	大 田 和 人
那霸市水道事業管理者	高 嶺 晃
那霸市病院事業管理者	與 儀 實 津 夫
那霸市教育委員会教育長	仲 田 美 加 子

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成15年那霸市訓令第18号、消防本部訓令第6号、水道局規程第4号、病院管理規程第34号、教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

正 誤

平成16年3月31日本庁掲示場掲示により公布（平成16年4月15日那覇市公報第1386号登載）した那覇市条例第19号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第1条（施行期日）第2号中「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）」は、平成16年6月2日建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の公布により「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）」と、付則第1条（施行期日）第3号中「信託業法（平成16年法律第 号）」は、平成16年12月3日信託業法の公布により「信託業法（平成16年法律第154号）」と、付則第1条（施行期日）第4号中「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）」は、平成16年5月26日市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の公布により「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号）」となった。

那覇市公報第 1397 号の正誤

2004(平成16)年10月1日付け那覇市公報第1397号の那覇市水道局規程第15号について、次のとおり訂正する。

頁	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
5 8 1	下から5行目及び4行目	(1) 略	(10) 略
		(2) 略	(11) 略